

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡 隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)
地域名 (地域内農業集落名)	東原田地区 (東原田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地区は、平成28年に人・農地プランを作成し、地域の中心となる経営体へ農地の集積を図るなど、持続的な農地の利用を行ってきたが、農業者の平均年齢が70代後半と高齢化が進みつつある中、地域全体で農地を利用していく仕組みや、分散する担い手の農地を集約するとともに、新規就農者を確保・育成するなどの取り組みを検討していく必要がある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

主に水稻栽培を行っており、農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、有機農業に取り組む意欲がある農業者が取り組みやすいように団地化を進めるなど、必要な条件整備を実施して、地域と担い手が一体となって農地を利用できるような体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に団地化や集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
地域全体の農地を中間管理機構に貸し付け、担い手の経営計画を勧奨し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農業競争力強化農地整備事業(経営体育成型)を活用することが決まっており、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備が実施される。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
市やJA、農済等と連携し、既存の地域の経営体を育成・確保するとともに、営農意欲のある新たな若い就農者の確保や基本構想水準達成者の育成を図りながら、農業用機械導入や農地のあっせんには際しては支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
当地区の担い手による農作業受託を進める。

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

②地区内で取り組んでいる経営体があり、今後もさらに規模拡大を目指していく。
 ③農地の団地化をすすめ、スマート農業を推進し、効率的な経営を図る。